

## 改正 下水道法等の施行について

報告事項

令和3年4月28日成立 ⇒ 令和3年5月10日公布 ⇒ 令和3年7月15日施行（3月内施行分）  
⇒ 令和3年11月1日施行（6月内施行分）

## ◆下水道関係の改正内容の概要

下水道関係の改正は以下の4点。

下線：令和3年11月1日施行分

## 下水道法

1. 下水道で浸水被害を防ぐべき目標となる降雨（計画降雨）を、下水道管理者が定める事業計画に位置付け、計画的な下水道整備を加速化（下水道法第5条の2等）

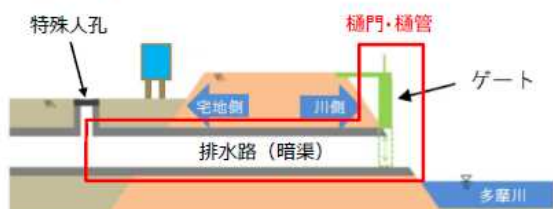
- ・浸水対策を実施する全ての団体が対象。
- ・法施行後に下水道法事業計画を変更する際に位置づけ。
- ・下水道法事業計画書に下水道施設の耐水化・耐震化の中長期目標を明記。

市の対応：次回の下水道法事業計画変更の際に位置付け

2. 河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の開閉に係る操作ルールの策定を義務付け（下水道法第7条の2等）

- ・河川等からの逆流を防止するために設けられたものが対象。
- ・速やかに策定すること。
- ・樋門等の点検（作動状況の確認を含む）を1年に1回以上の適切な頻度で実施すること。
- ・点検記録（点検年月日、実施者氏名等）を保存すること。

<樋門・樋管イメージ>



(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン（2020）に加筆

<樋門による逆流防止のイメージ>



市の対応：樋門等の開閉に係る操作ルールについて策定中

3. 民間による雨水貯留浸透施設の整備計画の認定制度を創設（下水道法第25条の10等）

- ・浸水被害対策区域において、民間事業者等による雨水浸透、貯留に係る自主的な取組を後押しする制度。
- ・整備計画の認定により、民間による雨水貯留浸透施設整備に対し、
  - 1) 国庫補助（設置費の1/2）
  - 2) 固定資産税の減免（減税率2/3参酌、最大5/6）
  - 3) 認定事業者からの委託に基づく日本下水道事業団による雨水貯留浸透施設建設等

市の対応：現時点で対象外（浸水被害対策区域の要件に合致しないため）

<浸水被害対策区域の要件>

公共下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして、公共下水道管理者が条例で定める区域。

※平成27年度の水防法改正により創設

## 水防法

## 4. 雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大（水防法第14条の2）

- 原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定。
- 概ね5年（令和7年度）以内に実施すること。
- 市町村において、雨水出水浸水想定区域等の公表、地域防災計画の変更及びハザードマップの配布が必要となる。

市の対応：令和7年度までに実施予定



<例>広島市内水ハザードマップ  
130mm/h（想定最大規模降雨）